

平成 30 年度

定期監査等結果報告書

文化スポーツ室・観光交流室

いわき市監査委員

いわき市議会議長 菅 波 健 様
いわき市長 清 水 敏 男 様

いわき市監査委員 小 野 益 生
同 佐 藤 博
同 阿 部 秀 文
同 小 野 茂

定期監査等の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査をいわき市監査基準に基づき執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

なお、平成30年10月25日に佐藤和良監査委員及び赤津一夫監査委員が退任し、同月26日に阿部秀文監査委員及び小野茂監査委員が就任しました。

1 監査の対象

文化スポーツ室・観光交流室

2 監査実施期間

平成30年8月22日から同年12月20日まで

3 監査の範囲

平成30年4月1日から同年6月30日までに執行された財務に関する事務等について、次の項目が適正かつ効率的に行われているかを監査した。

- (1) 予算の執行
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 契約事務
- (5) 財産管理事務
- (6) その他

4 監査の主な着眼点

- (1) 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 調定の時期及び手続、納期限の設定などが適切か。
- (3) 違法若しくは不当な支出又は不経済な支出はないか。
- (4) 契約書、見積書等関係書類が確実かつ的確に整備されているか、契約の履行期限、仕様書に基づく履行が適正か。
- (5) 財産の取得及び処分の手続きが適正になされているか。

5 監査の方法

特定政策推進監以下関係職員の出席のもと、あらかじめ提出を求めた資料により、事務事業の概況について説明を受けるとともに、質問する等により事情聴取を行った。

また、提出された資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、検討を加え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施した。

6 監査の結果

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね適正であると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項及び検討を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、監査執行の際、口頭で留意又は改善を促した。

<是正改善を要する事項>

1 収入事務

収入事務において、受領した観覧料の指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。

(観光事業課)

※ 石炭・化石館観覧料については、「いわき市石炭・化石館観覧料徴収及び収納事務委託契約書」に基づき観覧料の徴収及び収納に関する事務を指定管理者が行っているが、平成30年4月27日(金)に指定管理者口座への振込により納入された観覧料については、同契約書第5条第2項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である5月1日(火)までに払い込まなければならないところ、5月9日(水)に払い込まれていた。

また、勿来関文学歴史館観覧料においても、現金により受領した観覧料について、同様の例が認められた。

いわき市石炭・化石館観覧料徴収及び収納事務委託契約書

(抜粋)

いわき市長 清水敏男(以下「甲」という。)と一般社団法人いわき観光まちづくりビューロー 会長 井上直美(以下「乙」という。)は、いわき市石炭・化石館の観覧料の徴収及び収納に関する事務について、次のとおり契約を締結する。

(委託)

第1条 甲は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、施設等の観覧料の徴収及び収納に関する事務を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

(徴収及び収納事務)

第5条 (略)

2 乙は、収納した観覧料をその翌日までにいわき市指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、翌日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるとき並びにいわき市石炭・化石館条例に規定する休館日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い土曜日、日曜日、休日及び休館日でない日を納期とする。

3 (略)

いわき市勿来関文学歴史館観覧料徴収及び収納事務委託契約書

(抜粋)

いわき市長 清水敏男(以下「甲」という。)と公益財団法人いわき市教育文化事業団 理事長 上遠野洋一(以下「乙」という。)は、いわき市勿来関文学歴史館の観覧料の徴収及び収納に関する事務について、次のとおり契約を締結する。

(以下同様)

2 支出事務（その1）

支出事務において、支出負担行為の手続きが行われていない例が認められた。

(いわき芸術文化交流館)

※ 平成30年6月1日付けで、いわき芸術文化交流館ヤマハピアノ保守点検委託契約を締結しているが、監査開始時点（平成30年8月22日）において、市財務規則第62条の規定に基づく支出負担行為書の作成が行われていなかった。【類例3件あり】

いわき市財務規則

(支出負担行為の手続)

第62条 支出負担行為権者は、支出負担行為をするときは、別段の定めがある場合を除くほか、支出負担行為の内容を示すため、支出負担行為書（第25号様式）を作成しなければならない。支出負担行為をしたのちにおいて、当該支出負担行為の内容を変更し、又はこれを取り消す場合においても、また同様とする。

(支出負担行為の整理区分)

第63条 支出負担行為権者が、支出負担行為をする場合における支出負担行為として整理する時期、支出負担行為として会計管理者の確認を受ける時期、支出負担行為の範囲及び支出負担行為に必要なおもな書類は、別表第3に定めるとおりとする。

2 (略)

別表第3（第63条関係）（抜粋）

支出負担行為の整理区分（節区分）

節の区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為として出納機関の確認を受ける時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要なおもな書類	摘要
13 委託料	契約を締結するとき	支出命令を発したとき	契約金額	見積書、予定価額調書、入札書、入札調書、積算の基礎を明らかにした書類、契約書案、請書案ただし、工事請負に類するものにあつてはこのほか工事請負費に必要なおもな書類の例による。	

3 支出事務（その2）

支出事務において、日々雇用職員の出勤簿が作成されていない例が認められた。

(スポーツ振興課)

※ 体育施設環境整備（勿来弓道場及び川前市民運動場）に係る日々雇用職員について、出勤簿が作成されていなかった。

いわき市賃金支弁職員雇用等管理規程

(サービス)

第6条

1～2 (略)

3 前2項に定めるほか、日々雇用職員のサービスについては、いわき市職員サービス規程（昭和45年いわき市訓令第4号）第2条（サービスの原則）、第8条の2（出勤簿の押印）、第18条（休日又は時間外勤務）、第22条の2（事故等の報告）、第23条（退庁時の心得）、第24条（休日等の登退庁）、第25条（非常の際のサービス）及び第38条（病者の勤務の禁止）の規定を準用するものとする。

いわき市職員サービス規程

(出勤簿の押印)

第8条の2 職員は、正規の勤務時間前に登庁し、自ら出勤簿（第10号様式）に押印しなければならない。

2 所属長は、常に出勤簿を適正に管理し、職員の出欠勤等の状況を整理しておかなければならない。

4 支出事務（その3）

補助金の交付事務において、補助金交付要綱が整備されていない例が認められた。

（観光事業課）

※ いわき桜まつり事業補助金の交付に係る事務について、個別の補助金交付要綱が制定されていなかった。補助金の交付にあたっては、公平性や透明性の確保を図る観点から、市補助金等交付規則のほか、要綱において、補助事業の目的、補助限度額、補助率及び具体的な手続等を明確に定める必要がある。【類例1件あり】

補助金見直し指針（総務部職員課）

（抜粋）

5 交付基準

補助金の適切な執行を図るため、新たな補助金の創設や既存補助金の見直しを行う場合の統一的な交付基準を次のとおり定めます。

(1)～(6) (略)

(7) 補助金の交付要綱の制定

補助金を交付する場合は、個別の交付要綱を制定することとします。また、すでに交付要綱が制定されている場合においても、公平性や透明性を高める観点から、補助対象事業や補助対象経費等を明確化するなど、必要な見直しを行います。

(8) (略)

5 契約事務（その1）

土地の賃貸借に係る契約事務において、債務負担行為等の必要な措置が講じられていない例が認められた。

（観光事業課）

※ 夏井川公衆トイレ敷に係る土地の賃貸借については、契約期間を平成17年3月1日から平成17年3月31日までとし、平成17年4月1日以降は、契約期間満了の2か月前までに解除の申し入れをしない場合1年間の延長とする契約であることから、地方自治法第214条の規定に基づく債務負担行為を設定しておくか、同法第234条の3に規定する長期継続契約を適用し、次年度以降の予算額に減額等があった場合は契約を解除する旨のいわゆる「条件付解除条項」を契約書に設ける必要があるが、いずれの措置も講じられていなかった。

地方自治法

（債務負担行為）

第214条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。

（長期継続契約）

第234条の3 普通地方公共団体は、第214条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

長期継続契約と債務負担行為との関係（行政実例・昭40・9自治行108）

賃借料年額10万円で5年間建物を賃借する契約は、一般的には債務負担行為として予算に定めておく必要があるが、当該契約条項中に、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合には当該契約は解除する旨の条件を附した場合は、債務負担行為とする必要はない。

6 契約事務（その2）

契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。

(いわき芸術文化交流館、スポーツ振興課)

※ いわき芸術文化交流館別館中練習室1ピアノ修繕に係る契約事務について、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項の規定による「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等の必要な措置」が講じられていなかった。

なお、スポーツ振興課の内郷市民運動場漏電ブレーカ修繕においても、同様の例が認められた。

いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 契約等 次に掲げる契約又は指定をいう。

ア 建設工事又は製造の請負に係る契約

イ 測量又は設計に係る委託契約

ウ 工事用原材料の購入に係る契約

エ 役務の提供に係る委託契約

オ 物品の購入、借入れ若しくは売払い又は修繕に係る契約

カ 公有財産の売払い又は貸付けに係る契約

キ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定

(2)～(7) (略)

(契約等からの暴力団等の排除)

第3条 その者又はその役員等が次の各号のいずれかに該当する者として警察等関係機関が確認した契約等の相手方については、次条から第7条までに定めるところにより、市の契約等から排除するための措置を講ずるものとする。

(1) 暴力団等と認められる者

(2) 暴力団等に対する資金の供給、便宜の供与等を行い、暴力団等の維持運営を図るために協力し、又は関与していると認められる者

(3) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用していると認められる者

(契約からの排除措置)

第4条 一般競争入札又は指名競争入札の方法により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加する者に必要な資格について、前条の規定により市の契約等から排除する措置の対象となる者（以下「排除措置対象者」という。）に該当しないことを要件とするものとする。

2 随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、その所有する不動産を購入する必要がある等やむを得ない事由がある場合を除き、排除措置対象者と契約を締結しないようにするものとする。

3 契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、当該契約が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置をとるものとする。

(1) 契約等の相手方が排除措置対象者であること。

(2) 公有財産の売払い又は貸付けに係る物件が暴力団の事務所等の用途に使用されているこ

と。

契約等からの暴力団等の排除について（財政部契約課策定）

（抜粋）

5 入札・契約時の事務処理について

今後において、各部署で入札・契約事務等を行う場合には、仕様説明又は仕様等資料配布時に、排除措置の対象となる者については入札等に参加できないことを明示（※1）し、また、契約締結の際には、契約期間中において相手方が暴力団等であることが判明した際の契約解除条項を契約書に記載（※2）するようにしてください。

※1 入札参加排除規定の文言等については、「いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱」又は「いわき市物品購入等に係る指名競争入札への参加資格、指名の基準等に関する要綱」の改正後の規定等を参考にしてください。

※2 契約解除条項の規定文言等については、「いわき市工事請負契約約款」又は「いわき市物件供給契約約款」の改正後の規定等を参考にしてください。

7 財産管理事務

財産管理事務において、会計管理者の管理下でない現金が保管されている例が認められた。

(美術館)

※ 美術館の受付業務において、観覧料及び図録売上金の徴収保管に係るつり銭の運用を確認したところ、受付業務用つり銭及び事務室用として、会計管理者の管理下でない現金10万円が保管されていた。

地方自治法

(会計管理者の職務権限)

第170条 法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、会計管理者は、当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。

2 前項の会計事務を例示すると、おおむね次のとおりである。

(1) 現金(現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。)の出納及び保管を行うこと。

(2)～(7) (略)

3 (略)

いわき市財務規則

(歳計現金の保管)

第215条 (略)

2 (略)

3 会計管理者は、出納機関が事務の執行上つり銭を必要と認めた場合においては、必要と認める額の現金を当該出納機関に保管させることができる。

<意見または要望とする事項>

1 特定事項（個別管理計画の策定について）

平成29年2月に策定された「市公共施設等総合管理計画」は、公共施設等のマネジメントに関する市の基本方針として定められたものであり、国の「インフラ長寿命化基本計画」等も踏まえながら、人口減少等による公共施設等の利用需要の変化を見越し、長期的な視点をもって計画的に更新・統廃合・長寿命化することにより、財政負担の軽減・平準化と公共施設等の最適配置を実現し、時代に即したまちづくりを行うことを目的としている。

総合管理計画策定から1年半が経過し、計画に定めた取組みの方向性や、平成29年3月にまとめられた「施設分類別取組工程表」に従い、各公共施設等を所管する部署ごとに具体的な施設管理計画（個別管理計画）等を策定し、適正な施設配置や維持管理に向けた取組みを実施する段階となっている。

文化スポーツ室・観光交流室は、市民会館やアリオスの文化施設、美術館や石炭・化石館などの博物館等、体育館や野球場などのスポーツ施設、新舞子ハイツや夏井川溪谷キャンプ場などのレクリエーション施設・観光施設、さはこの湯公衆浴場などの保養施設、その他の施設といった様々な種類の施設を多数所管している。取組工程表によると、平成30年度までに、市民会館整備運営計画の策定、市文化施設整備運営指針の策定、体育館等に係る個別管理計画の策定に取り組むこととされているが、進捗は停滞している。「（仮称）市文化施設整備・管理計画」や「市観光公衆トイレ適正化計画」などの策定に取り組んでいるとのことであるが、これまでに具体化したものは、平成30年2月に個別管理計画策定に向けた基本的な考え方を定めた「市体育施設整備指針」に留まっている。

国は、平成32年度までに個別管理計画を策定するよう地方公共団体に要請しており、集約化・複合化や長寿命化などを対象とした有利な財源である公共施設等適正管理推進事業債も、現在のところ平成33年度までの措置とされている。文化スポーツ室・観光交流室においては、財政部施設マネジメント課や土木部住宅営繕課と連携を図りながら、遅滞なく個別管理計画の策定を進め、必要な財源の確保と、所管施設の適正な配置等につなげることを望むものである。

2 支出事務（いわき市文化財保存事業費補助金交付要綱の見直しについて）

文化財の保存修理等に対する市補助事業は、いわき市文化財保存事業費補助金交付要綱において対象経費や補助金額を定めており、対象が国指定文化財の場合、補助金額は「国庫補助の算定の基礎となった額から、国庫補助決定額及び県費補助決定額を減じて得た額の2分の1以内の額」とされ、国・県・市の補助対象経費は同一であることが念頭に置かれている。

一方、県補助事業については、平成22年度から施行された福島県指定文化財保存活用事業補助金交付要綱に基づき、国庫補助対象である「保存事業」と県独自事業である「活用事業」の両事業に対し、一体的に補助額を算定し、補助金が交付されている。

国と県の補助対象範囲が異なることから、市補助金の算定においては、県費補助決定額から県独自の活用事業に係る経費の全額を除き、保存事業に係る県費補助決定額とみなしているが、このような取扱いは明確な根拠に基づくものではなく、公平性や透明性の観点から問題が生じている。

補助金は公益上の必要性がある場合に支出できるものであり、その金額の算定に当たっては市民への説明責任を果たす必要がある。文化振興課においては、国・県の補助制度を踏まえ、市補助金交付要綱を早急に見直し、補助対象経費や補助金額の明確化を図られたい。

（文化振興課）

※ 事例が認められた補助

- ・ 専称寺本堂保存修理事業・一般修理

いわき市文化財保存事業費補助金交付要綱

（補助対象経費及び補助金の額）

第2 補助対象となる経費は、指定文化財の所有者、保持者、その他の保存に当たることを適当と認める者が別表第1の左欄に掲げる事業を行う場合に要する経費とし、その補助金の額は、それぞれ当該右欄に掲げる額とする。

2 （略）

別表第1（第2関係）（抜粋）

補助事業区分	補助金額
国指定文化財で国庫補助事業として決定したもの	国庫補助の算定の基礎となった額から、国庫補助決定額及び県費補助決定額を減じて得た額の2分の1以内の額とする。

福島県指定文化財保存活用事業補助金交付要綱

（補助対象事業）

第3条 補助対象事業は、活用事業と保存事業を一体的に行う事業とし、活用事業については別紙1のとおりとし、保存事業については別紙2のとおりとする。また、第18条で規定する災害復旧事業についても補助対象とする。

（補助金額）

第5条 補助金は、補助事業者が第3条で定める補助対象事業を行う場合に、以下に定める方法により算出した額の範囲内において教育委員会が定める額とする。なお、保存事業を行う

施設が入場料を徴収している場合は、補助金額に別に定める調整率を乗じることとする。

(1) (略)

(2) 国指定文化財等

ア 補助金額は、保存事業費から国庫補助分を除いた事業費と活用事業費を合わせた事業費に応じて別紙3の算出表から算出した額とする。

イ (略)